

授業料軽減助成金(都の制度)

特別申請のお知らせ

令和7年度の申請受付は、7月31日をもって終了しましたが、
特別な事情により申請ができなかつた方を対象に、特別申請の受付をいたします。

申請期間

令和8年1月5日(月)～1月13日(火)

※期間外の申請は、受付できません。

特別申請の対象となる方

① 通常の申請期間にやむを得ず申請できなかつた方

② 授業料軽減助成金において、通常の申請期間中に申請したが、
授業料の滞納等により助成金の全部または一部を受給できなかつた方

(特別申請までに授業料を納付していない場合や、通常の申請期間に申請し、上限額まで受給した場合は申請できません。)

③ 通常の申請期間後に授業料の変更等により対象となつた方

※通常の申請期間に申請を行つた方で特別申請の対象となる場合は、申請前に「9問合わせ先」へご連絡ください。

① 授業料軽減助成金(東京都の制度)について

生徒と保護者が都内に住所を有している場合、在学校の授業料(保護者が支払った額)を上限として、国の「就学支援金等」と合わせて、**年額最大49万円**(都内私立高校平均授業料相当額)まで助成する**東京都の制度**です。

② 申請の流れ

(1) 必要な書類等を準備する

オンライン申請時に書類の画像をアップロードする必要があります。

- ▶ 住民票
- ▶ 所得及び扶養状況等を証明する書類
- ▶ 振込口座を確認できる書類
- ▶ 生徒証等



その他書類が必要な場合があります。詳細は3ページ「6 申請に必要な書類」をご参照ください。

(2) オンライン申請 [1月5日～1月13日]

東京都私学財団ホームページから申請受付サイトにアクセスし、ユーザー登録後、マイページから申請します。東京都私学財団LINE公式アカウントからもアクセスできます。

申請期間中、
こちらから申請できます! ▶
東京都私学財団ホームページ
(授業料軽減助成金)



https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html

(3) 審査結果の通知・振込

当財団において申請内容を審査し、学校へ生徒の在学状況等を確認のうえ、審査完了後にご登録のメールアドレス宛に通知をお送りします。審査結果詳細はマイページにてご確認いただけます。

交付の場合、申請者本人の口座に助成金が振り込まれます。
振込時期は3月です。

3 申請期間

令和8年1月5日(月)～1月13日(火)

- **毎年度(学年1回)申請が必要**です。申請期間を過ぎた場合は受付できませんのでご注意ください。
- 授業料軽減助成金(都の制度)は、就学支援金等(国の制度)とは**別に申請が必要**です。

※「奨学給付金」(授業料以外の教育費の負担を助成する制度)の対象となる方は、「授業料軽減助成金」と一緒に申請を行ってください。

4 助成額について

授業料に対する助成制度は、就学支援金等(国の制度)と授業料軽減助成金(都の制度)があり、各制度による助成額の内訳は世帯年収によって異なります(下表参照)。授業料軽減助成金は、上限額49万円※2から就学支援金等分を差し引いて助成します。下表のどの区分に該当するかを判別するため、すべての保護者について、課税証明書等による所得の確認を行います。

「8 その他学費負担軽減制度のご案内(シミュレーションサイト)」より、授業料軽減助成金と就学支援金等の目安の額を確認できます。

区分	世帯年収目安※1		各制度及び助成額(年額)※2	
	所得がある保護者が1名	所得がある保護者が2名	国 ^の 就学支援金等※3 11万8,800円	都 ^の 授業料軽減助成金 37万1,200円
A	約910万円以上	約1,090万円以上	国 ^の 就学支援金等※3 11万8,800円	都 ^の 授業料軽減助成金 37万1,200円
B	約910万円未満 約590万円以上	約1,090万円未満 約740万円以上		
C	約590万円未満	約740万円未満	39万6,000円	9万4,000円

※1 世帯年収目安は、保護者1人にのみ給与収入がある4人世帯(夫婦と子2人)及び保護者2人に給与収入がある5人世帯(夫婦と子3人)をモデルとした場合です。

※2 授業料軽減助成金の助成額は、国の就学支援金等と合わせて年額49万円を上限として、保護者等が実際に負担した授業料額となります。授業料の実負担額により、各区分で定められた助成額とならない場合があります。また、国の就学支援金等により授業料が全額助成される場合は、授業料軽減助成金は支給されません。なお、年度の途中で転学・退学した場合や、就学支援金等の金額変更により、一度振り込まれた授業料軽減助成金を在籍していた学校を通じて返金いただく場合があります。

※3 国の就学支援金等を申請した場合は、就学支援金又は臨時支援金が支給されます。詳細は「8 その他学費負担軽減制度のご案内(就学支援金等)」をご参照ください。

上限額(最大49万円)まで受給するためには、就学支援金等(国の制度)と
授業料軽減助成金(都の制度)それぞれ別に申請が必要です。

5 対象となる方の要件

生徒の保護者等で以下(1)(2)の両方の要件に該当する方が対象となります。

(1)在住要件

保護者(申請者)と生徒が、令和7年5月1日から申請時まで引き続き東京都内に住所を有している

※生徒が入学決定後、進学のために都内から都外へ移り住んだ場合も助成の対象となります。(保護者は引き続き都内に在住していることが必要です。)

(2)在学要件

申請日現在、以下①～⑤のいずれかの私立学校及び課程に在学する生徒

- ① 私立高等学校(全日制課程、定時制課程)
- ② 私立中等教育学校後期課程
- ③ 私立特別支援学校の高等部
- ④ 私立高等専門学校(1～3年)
- ⑤ 私立専修学校高等課程

※都外の学校も対象となります。

申請者について

申請者は原則、生徒の親権者となります。
(親権者がいない場合は未成年後見人、未成年後見人がいない場合は、主たる生計維持者が申請者となります。)

⑥ 申請に必要な書類

オンライン申請時に、以下の書類の画像ファイル(写真)をアップロードしてください。

申請に必要な書類	対象
<p>(1) 住民票(区市町村発行)</p> <ul style="list-style-type: none">▶ <u>世帯全員の文言の記載があるもの</u>▶ <u>続柄の記載があるもの</u>▶ <u>マイナンバー(個人番号)の記載がないもの</u>▶ 申請日前3か月以内の発行のもの	全ての申請者
<p>(2) 所得及び扶養状況等を証明する書類</p> <p>A・Bのいずれか</p> <ul style="list-style-type: none">[A] 生活保護受給証明書(福祉事務所発行)<ul style="list-style-type: none">▶ 生徒及び申請者(保護者)の世帯全員が生活保護の対象となっている旨の記載があるもの▶ 申請日前3か月以内の発行のもの[B] 令和7年度課税証明書又は非課税証明書(区市町村発行)<ul style="list-style-type: none">▶ <u>申請者及びその配偶者のもの(親権者2名の場合は、必ず2名分)</u>▶ 申請日前3か月以内の発行のもの <p>※「源泉徴収票」「納税通知書」「特別徴収税額決定通知書」では受付できません。 ※令和7年1月1日時点で都外に居住されていた方が取得する証明書には、審査に必要な情報が記載されていない場合があります。事前に「9 問合せ先」へご確認ください。</p>	<p>[A] 生活保護を受給している方</p> <p>[B] 生活保護を受給していない方</p>
<p>(3) 振込口座を確認できる書類(申請者本人の個人口座に限る)(金融機関発行)</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの該当ページなど、振込口座の金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義人のカナを確認できるもの	全ての申請者
<p>(4) 生徒証等(学校発行) 「通帳等」の欄にアップロードしてください</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 学校名、生徒氏名等が確認できる書類(例:生徒証、合格通知等) <p>※学校が発行する書類が用意できない場合は、就学支援金申請システム(e-Shien)マイページ画面のスクリーンショットでも受け付けいたします。</p>	全ての申請者

生徒が進学のために都内から都外へ移り住んだ方のみ

都外居住申立書

生徒が入学決定後、進学のために都内から都外に転居しており、住民票を転居先に移している場合は、「都外居住申立書」とび「異動先の住民票(世帯全体の文言の記載があるもの)」の提出が必要です。

「7 申請の方法」に記載の東京都私学財団(授業料軽減助成金)ホームページから、「都外居住申立書」の様式を印刷し記入をしたものをアップロードしてください。

なお、申請者は引き続き都内に在住していることが必要です。

その他

親権者が存在しない等、個別の事情に応じ追加書類が必要となる場合があります。
事情により異なりますので、申請者から「9 問合せ先」にご連絡ください。

7 申請の方法

東京都私学財団ホームページから申請受付サイト(授業料軽減助成金及び奨学給付金オンライン申請システム)にアクセスし、ユーザー登録(新規の方のみ)後、マイページから申請します。東京都私学財団LINE公式アカウントからもアクセスできます。詳しい画面の操作方法等は、当財団ホームページに掲載された「申請マニュアル」をご確認ください。

【東京都私学財団ホームページ】
https://www.shigaku-tokyo.or.jp/pa_jugyoryo.html



東京都私学財団
ホームページ
(授業料軽減助成金)



東京都私学財団
LINE公式アカウント

事前にご準備ください

申請者のメールアドレス



申請手続きの完了通知、申請内容の変更・追加の依頼、審査結果の通知が届きます。

生徒が在学している学校の情報



学校名・学校所在地・課程(全日制・定時制)等

生徒、申請者の情報



学年・住所・入学年月等

申請に必要な書類



「6 申請に必要な書類」参照

申請者個人名義の振込口座情報



申請者個人名義以外の口座には振込できません。

入力項目

STEP 1
学校情報の登録

STEP 2
メールアドレスの確認

STEP 3
申請情報の登録

STEP 4
奨学給付金の申請登録

STEP 5
必要書類のアップロード

※申請受付サイトのユーザーIDは、就学支援金申請システム(e-Shien)とは別ものです。

※申請の所要時間は30分程度です。STEP4まで入力を進めると、「一時保存」を行うことができます。

対象となる方は限られます。詳細は「8 その他学費負担軽減制度のご案内(奨学給付金)」をご参照ください。

その他留意事項

- 在学中の助成回数は正規の修業年限の範囲内となります。なお、年度を越っての申請はできませんのでご注意ください。
- 助成は年度に1回までです。転学等で学校が変わった場合でも、1校のみの助成となります。
- 審査状況は申請者本人にのみ開示できます。
- 申請内容に不備がある場合は、メール、電話又は郵送にてご連絡いたしますのでご対応をお願いします。
- Q&Aは、東京都私学財団ホームページ(授業料軽減助成金)をご確認ください。ご不明な点等ございましたら、「9 問合せ先」へご相談ください。

※ご提出いただいた個人情報は、在学する学校、(公財)東京都私学財団及び東京都が共有します。個人情報の取扱いについては、申請受付サイトの利用規約・サイトポリシーをご参照ください。

8 その他学費負担軽減制度のご案内



就学支援金等
国の授業料負担
軽減制度



奨学給付金
東京都の授業料以外の
学費負担軽減制度



シミュレーションサイト
授業料軽減助成金と
就学支援金等の目安の額を確認

9 問合せ先

東京都私学就学支援金センター 授業料軽減担当(高校)

☎ 03-5206-7925

(土日・祝日・年末年始を除く9:15～17:00)

※9:15～10:00頃は電話が混み合うため、つながりにくい場合はお時間を
おいておかけ直しください。



<https://www.shigaku-tokyo.or.jp>

東京都私学財団



東京都私学財団
LINE公式アカウント
友だち募集中



お役立ち情報をお届けします!

- 学費負担を軽減する助成制度の情報
- 申請開始のお知らせ、締切り前のリマインド
- 制度に関するQ&A